



国 監 告 第 6 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成 22 年 8 月 19 日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

国立市監査委員 中 川 喜美代

例月出納検査（随時監査）監査結果

質問事項

1. 随時監査

(1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

(2) 概要

ア. 実施期間

(ア) 事前調査

平成22年7月1日(木)から平成22年7月14日(水)まで

(イ) 実施

平成22年7月20日(火)

イ. 対象部局

(ア) 企画部収納課

(3) 対象事項及び範囲

ア. 対象事項

平成21年度国立市一般会計（歳入）

市税等滞納整理事務

市民税（個人）他執行停止及び不納欠損について

予算科目 01.01.01.01(01) 現年課税分

01.01.01.02(01) 滞納繰越分

イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

ア. 実施通知 平成22年7月1日(木)

イ. 資料提出期限 平成22年7月13日(火)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

共通項目

ア．予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ．予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。

イ．収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

ウ．督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

エ．滞納整理について努力が払われているか。

オ．督促手数料、延滞金等は適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続は適正か。

カ．不納欠損処分は適時、かつ厳正に行われているか。

(6) 結果

ア．概 評

市税等の執行停止及び不納欠損について監査した結果、法令等に基づき、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられるため、要望事項として以下に記述する。

イ． 要望事項

システム上の課題

滞納処分の執行停止において、停止後の進行管理については納税者別にはできているが、その後の集計ができないシステムとなっているためその総額での把握ができない。よって、その改善を要望する。

規定の整備

「地方税法第15条の7第1項各号及び第5項」に基づく具体的な判断基準、また、滞納税額に応じた決裁区分など、その処分の公平性を担保するためにも手続規定を早期に整備するよう要望する。

ウ．おわりに

滞納整理事務においては、困難な事案も多数あると思いますが、市財政の歳入の根幹をなす市税等の収入確保に向け引き続き努力をお願いします。

以 上